

小中学校保健室等空調設備整備事業 基本協定書 (案)

小中学校保健室等空調設備整備事業（以下「本事業」という。）に関して、四日市市（以下「市」という。）と〔●●●●〕グループを構成する法人（〔代表企業名●●〕（以下「代表企業」という。）、〔構成企業名●●〕（以下「構成企業」という。）以下代表企業と構成企業とを併せて「落札者」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市が本事業に関して総合評価一般競争入札方式により落札者として選定したことを確認した上で、代表企業が本事業を実施するために市との間の事業契約締結に向けて、第7条に基づき落札者と市の本事業等の円滑な実施に必要な諸手続及び双方の協力義務について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「事業契約」とは、本事業の実施に関し、市と代表企業との間で締結される小中学校保健室等空調設備整備事業に係る契約をいう。
- (2) 「事業期間」とは、事業契約の効力発生日から2038年3月31日までの期間をいう。ただし、事業契約の期間が延長された場合又は事業契約が解除された場合若しくは終了した場合は、事業契約の効力発生日から延長された事業契約の期間満了日又は事業契約が解除された日若しくは終了した日までの期間をいう。
- (3) 「代表企業」とは、構成員を代表する事業者をいう。
- (4) 「提案書類」とは、落札者が本事業に係る総合評価一般競争入札方式手続において市に提出した提案書、市からの質問に対する回答書その他落札者が事業契約締結までに提出する一切の書類をいう。
- (5) 「提示条件」とは、本事業を実施する事業者の選定手続において市が提示した一切の条件をいう。
- (6) 「入札説明書」とは、本事業の総合評価一般競争入札方式による落札者の選定に関し、2023年4月3日に公表された入札説明書並びに入札説明書の添付資料及び付属資料をいう。

（市及び落札者の義務）

第3条 市及び落札者は、市と代表企業が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

- 2 落札者は、提示条件を遵守の上、市に対し提案書類を提出したものであることを確認する。
- 3 落札者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続における市及び小中学校保健室等空調設備整備 PFI 事業者選定審査委員会の要望事項を尊重する。ただし、当該要望事項が、入札説明書及び入札説明書等に関する質問に対する回答から逸脱している場合を除く。

（事業予定者の設立）

第4条 (削除)

(株式の譲渡等)

第5条 (削除)

(義務の委託又は請負)

第6条 代表企業は、本事業に関する各業務のうち設計に係る業務を●●に、施工に係る業務を●●に、工事監理に係る業務を●●に、維持管理に係る業務を●●、移設等に係る業務を落札者のいずれかに、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

2 構成企業は、事業契約締結後速やかに、前項に定める設計、施工、維持管理の各業務を受託する者又は請け負う者と代表企業との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結させ、締結後速やかに当該契約書等の合意文書の写しを市に提出するものとする。

3 第1項の規定により代表企業から設計、施工、維持管理に係る業務を受託し、又は請け負った者は、受託し、又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。また、当該業務を再委託する場合には、再受託者をして受託し、又は請け負った業務を誠実に行わせるものとする。

(事業契約)

第7条 代表企業は、入札説明書に従い本事業に係る事業契約の仮契約（以下「事業仮契約」という。）を、本協定締結後、2023年10月●日を目途として、四日市市議会への事業契約に係る議案提出日までに、市との間で締結せしめるものとする。

2 前項の事業仮契約は、その内容について四日市市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。

3 市は、入札説明書に添付の事業契約書（案）の文言に関し、落札者から説明を求められた場合は、入札説明書において示された本事業の目的及び理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化する。

4 前3項の規定にかかわらず、事業契約に係る本契約の効力発生前に、本事業の入札手続に関し、落札者のいずれかが次の各号のいずれかに該当する場合は、市は、落札者との間で本協定を解除して事業仮契約を締結せず、又は本協定及び締結済の事業仮契約を解除することができるものとする。

(1) 落札者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、落札者の取締役会でその申立てを決議し若しくは申し立てたとき、又はその他第三者（落札者の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。

(2) 落札者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は、落札者若しくは落札者が構成事業者である事業者団体（以下「事業者団体」という。なお、落札者と事業者団体とを併せて以下「事業者等」という。）が同法第8条1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が同法7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下、「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (3) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が、独占禁止法第8条の2の規定に基づき事業者団体に対して行われたときは、事業者団体に対する命令で確定したものをいい、独占禁止法第7条の規定に基づき事業者団体ではなく落札者に対して行われたときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (4) 納付命令又は排除措置命令により、事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (5) 落札者の役員又はその使用人について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6、同法第198条、又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定（執行猶予の場合を含む。以下同じ。）したとき。
 - (6) 落札者が四日市市暴力団排除条例（平成23年条例第9号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められるとき。
 - (7) 第6条第3項に定める再受託者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合に、市が落札者に対して当該再受託者との契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。
- 5 事業契約に係る本契約の効力発生までに、落札者において、入札説明書に定める本事業の参加資格を欠くに至った場合、又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合、市は、本協定を解除して事業仮契約を締結せず、又は本協定及び締結済の事業仮契約を解除することができるものとする。
 - 6 前項に定める場合において、構成企業が前項の参加資格を欠くに至った場合には、市は事業契約の締結にあたり、市が別途指定する期間内に、入札説明書に従い、参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を有する構成企業の補完を求める場合がある。
 - 7 本条第5項及び第6項に掲げる場合のほか、事業契約の効力発生までに、落札者が本協定に違反し、その違反により本協定の目的を達することができないと市が認めたとき、又はその他落札者の責めに帰すべき事由により、本協定の履行が困難であると最終的に市が認めたときは、前項の規定にかかわらず、市は、本協定を解除して事業仮契約を締結せず、又は本協定及び締結済の事業仮契約を解除することができるものとする。

（事業期間中のその他の義務）

第8条 （削除）

(準備行為)

第9条 落札者は、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為（設計に関する打合せを含む。）を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で当該準備行為に協力するものとする。

2 (削除)

(事業契約不成立の場合の処理)

第10条 本協定で別段の定めがある場合を除き、事由を問わず事業仮契約の締結に至らなかった場合（事業仮契約が解除された場合を含む。）又は事業仮契約が四日市市議会により否決されたことにより本契約として成立しなかった場合、既に市及び落札者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第11条に規定する違約金等を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

2 前項の場合、落札者は市から貸与を受けた資料を直ちに市に返却するものとする。なお、市は事業者から提出を受けた資料について返却を行わないものとし、落札者はこれに異議を述べないものとする。

(解除並びに違約金等)

第11条 事業契約のいかなる定めにもかかわらず、事業契約の効力発生後に本事業の入札手続に関し、落札者に第7条第4項各号又は第5項のいずれかの事由が生じた場合、何らの催告を要することなく、市は、本協定及び事業契約を解除することができるものとし、落札者はこれに異議を述べず、また、代表企業をして異議を述べさせないものとする。

2 市が、本協定を解除するか否かにかかわらず、落札者に第7条第4項各号又は第5項の事由が生じた場合、落札者のうち第7条第4項1号の該当性に対し帰責性を有する者は、連帯して事業契約の契約金額となるべき金額のうち空調設備の設計、施工、工事監理業務に係る対価に消費税及び地方消費税の額を加えた金額（以下「本件施工等対価」という。）の100分の10に相当する額を、第7条第4項2号から7号又は同条第5項の該当性に対し帰責性を有する者は、連帯して本件施工等対価の100分の20に相当する額を違約金として、市の指定する期間内に市に支払うものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより市が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について市が損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

3 前項の場合を除き、落札者のいずれかの責めに帰すべき事由により第7条第1項に定める期日（2023年10月●日）までに事業仮契約の締結に至らなかった場合、又は落札者のいずれかの責めに帰すべき事由により事業仮契約が四日市市議会により否決されたことにより本契約として成立しなかった場合、市は、当該落札者に対し、本件施工等対価の100分の5に相当する額の違約金を連帯して支払うよう請求することができるものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより市が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について市が損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

4 前3項の規定により落札者が違約金支払義務又は損害賠償義務を負担する場合において、同一の事由により代表企業が事業契約により違約金支払義務又は損害賠償義務を負担する場合には、その範囲で落札者の債務と代表企業の債務とは連

帯債務になるものとする。

(秘密保持)

第12条 市及び落札者は、本協定の履行に関連して相手方から受領した情報（以下「秘密情報」という。）を責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的で当該秘密情報を使用しないこと、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示しないことを確認する。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時点で公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に市又は落札者の責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 市及び落札者が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- (5) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したことを証明できる情報

3 前2項にかかわらず、市及び落札者が裁判所により開示を命ぜられた場合及び法令に基づき開示する場合は、市及び落札者は相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、当該目的に合理的に必要な限度で、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、相手方に対する事前の通知を行うことを要せず、事後的な通知で足りるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第13条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は、津地方裁判所とする。

(有効期間等)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結日から事業契約書に定める本事業の終了日までとする。ただし、事業契約の効力発生に至らなかった場合は、事業仮契約の締結又は事業契約の効力発生に至る可能性がないと市が判断して代表企業に通知した日までとする。

2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第10条から第12条の規定の効力は存続するものとする。

(協議事項)

第15条 本協定に定めのない事項については、市及び落札者が協議のうえこれを決定するものとする。

(以下余白)

以上を証するため、本協定を●通作成し、市及び落札者は、それぞれ記名押印の上、各1通を保持する。

令和●年●月●日

市 住所 三重県四日市市諏訪町1番5号
四日市市
四日市市長 印

代表企業 住所
名称
代表者 印

構成企業 住所
名称
代表者 印

構成企業 住所
名称
代表者 印

構成企業 住所
名称
代表者 印

構成企業 住所
名称
代表者 印